

令和7年度

業務発注に伴う入札・契約手続きについて(指名審査基準)

○中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定要領に定める指名基準

【測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務】

- ・ 令和7年度 測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務
通常指名競争入札方式及び標準プロポーザル方式における指名業者審査基準 1

【建築関係建設コンサルタント業務(土木営繕)】

- ・ 令和7年度 建築関係建設コンサルタント業務-1
標準プロポーザル方式における指名業者審査基準(案) 土木営繕版 3
- ・ 令和7年度 建築関係建設コンサルタント業務-2
通常指名競争入札方式における指名業者審査基準(案) 土木営繕版 4

【建築関係建設コンサルタント業務】

- ・ 令和7年度建築関係建設コンサルタント業務-1
標準プロポーザルにおける業務業者選定及び審査基準 5
- ・ 令和7年度建築関係建設コンサルタント業務-2
通常指名競争入札における業務業者選定及び審査基準 6

【補償関係コンサルタント業務】

- ・ 令和7年度 補償関係コンサルタント業務
通常指名競争入札方式及び標準プロポーザル方式における指名業者審査基準 7

○ 通常指名競争入札方式及び標準プロポーザル方式における指名業者審査基準

閲覧用

令和7年4月1日より適用

【令和7年度 測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務】

【審査A】

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局有資格業者	①有資格業者名簿において当該業種に登録されている者（注③参照）
1. 当該業務に対する技術的適性等 （注⑧参照）	①当該業種に係る有資格者（〇〇士【〇〇】）を有している者（注④参照）
	②〇〇地域において過去5年間に△△発注の同種業務実績又はそれらと同等以上と認められる業務実績を有する者（注⑤参照）
	③本店、支店又は営業所の所在地が〇〇管内にある者（注⑥参照）
2. 不誠実な行為の有無	①贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者
	②警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等がない者
3. 経営状況	会社更生法等手続き中でない者、取引停止処分中或いは経営状況が極めて不安定でない者
4. 安全管理等の状況	事故等に基づく指名停止期間中である、その他労働基準監督署からの指導を受けているにも関わらず改善を行っていない等の項目に該当しない者
5. 労働福祉の状況	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない等の項目に該当しない者
6. 業務成績	当該業種業務成績の地整内平均が過去2年連続して60点未満でない者
7. 資本関係、人的関係	資本関係又は人的関係のない者（注⑨参照）
8. その他	

【評価】

- 【審査A】評価項目2～7に該当する場合には、事前に除外する。
- 技術審査方式による選定は、上記【審査A】において、概ね15～20社程度を抽出し、【審査B】の評価を行う。
8. その他については理由を記載すること。

注) ①地方支分部局所掌の「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について」の「指名基準の留意事項」を参考に、審査基準の具体化・明確化を図る。

②【審査A】の評価項目7項目は、必須入力とし、省略しないこと。

③当該業種とは、「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」である。

④当該業種に係る有資格者とは、「測量」においては、測量士、「土木関係建設コンサルタント業務」においては、技術士（当該部門）（又はRCCM）、「地質調査」においては、技術士（当該部門）（又は地質調査技士）のことである。また、その他業務内容により、有資格者（有資格業者名簿記載有資格職員参照）を選定する。なお、有資格者（技術士【建設】）等を記入すること。

⑤公表用様式には同種業務の定義を明記する。「〇〇地域」は、業務内容・規模に応じて適宜選択する。

また、特殊な業務内容に限り、業務内容に応じて「同種業務」を「同種及び類似業務」に、「過去5年間」を「過去10年間」に読み替えることができるものとし、「△△発注」は、業務内容・規模に応じて「中国地方建設局及び中国地方整備局（港湾空港関係を除く）、直轄、公団関係、都道府県、政令指定都市、市町村、第三セクター等」の中から選択する。

⑥本店・支店・営業所の所在地は、業務内容・規模に応じて「本店、本店・支店又は営業所」の中から選択する。但し、支店又は営業所の場合、業務内容・規模に応じて技術者が常駐している営業所に限ってもよい。「〇〇管内」は、業務内容・規模に応じて適宜選択する。（例：中国地方整備局管内、〇〇県内、〇〇地方生活圈等）

⑦業務内容・規模に応じて「同種業務実績及びそれらと同等以上と認められる業務実績」又は「同種及び類似業務」に読み替えることができるものとする。

⑧港湾空港部所掌の業務は、適用除外とする。

⑨選定しようとする者の間に、競争の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、当該業種区分における順位順で最上位の者のみを選定する。

・資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

・人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評価				
		2A	A	B	(-) 評価なし	-A
1. 審査基準日以降における業務成績	過去2ヶ年間の当該業種における業務成績の平均点(注1参照) (前々年度の平均評点+前年度の平均評点)÷2	80点以上	77点以上 80点未満	74点以上 77点未満	60点以上 74点未満	60点未満
	過去2ヶ年間の当該業種における優良業務団体表彰の有無(注1参照)	局長表彰有り	部長、事務所長 表彰有り		表彰なし	
2. 手持ち業務の状況	地整全体当該業種年間手持ち業務の状況 (当該年度支払額+当該年度実施中の業務の支払予定額)÷過去2ヶ年間の支払額の合計 事務所の当該業種における当該年度の指名回数(※但し、評価対象業者の平均指名回数が3回未満の場合は、全社同じ評価としB評価とする)		0.5未満	0.5以上 1.5未満	1.5以上	
3. 当該業務についての技術的適性	① 同種業務の施工実績(注2参照)	中国地方建設局及び中国地方整備局(港湾空港関係を除く)・管内の公団関係発注の同種業務の実績有り	中国地方建設局及び中国地方整備局(港湾空港関係)、管外の直轄(港湾空港関係を含む)・管外の公団関係、国の機関発注の同種業務の実績有り	政府関係機関(公団関係以外)、都道府県、政令指定都市、市町村及び第三セクター発注の同種業務の実績有り	同種業務の実績なし	
	② //	当該事務所における同種業務実績がある	当該地整(〇〇県)管内での直轄の同種業務実績がある		同種業務の実績なし	
	③ 同種及び類似業務の施工実績(注2参照)		同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種及び類似業務の実績がない	
	④ 地域貢献(30百万円未満の業務に適用) ・災害支援協定の有無 (対象入札方式:従来型指名競争入札、対象業種:測量・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務)		当該事務所と災害支援協定を締結している	当該事務所と災害支援協定を締結している	左記に該当しない	
	土木 照)	当該業種の専門分野に対する会社の職員数(注3、4参照) 技術士(〇〇〇)(注3参照) RCCM(〇〇〇)(注3参照)		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満 かつ1名以上	評価対象業者の平均人数未満
	地質 照)	当該業種の専門分野に対する会社の職員数(注3、4参照) 技術士(〇〇〇)(注3参照) 地質調査技士		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満 かつ1名以上	評価対象業者の平均人数未満
測量	当該業種に対する会社の測量士職員数(注4参照)		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満 かつ1名以上		
4. 審査基準日以降における安全管理等の状況	・過去1年間に労働災害及び不誠実行為等により、文書による指名停止又は注意・警告の有無 ・過去1年間の警察からの排除要請の有無		・過去1年間に整備局が文書化した「指名停止」、「注意」・「警告」又は「警察からの排除要請解除日」のいずれもなし		・過去6ヶ月以上1年以内に整備局が文書化した「指名停止」、「注意」・「警告」又は「警察からの排除要請解除日」あり	過去6ヶ月以内に整備局が文書化した「指名停止」、「注意」・「警告」又は「警察からの排除要請解除日」あり
総合評価	評価項目1～4での「A」の数等で順位付けを行い、10社(標準プロポーザルにおいては3～5社)を選定する。 ※「-」については評価の対象としない。					

- 注) 1. 業務内容に応じて、「当該業種」を「同種業務」と読み替える。
2. 【審査B】の評価項目3. 同種業務の施工実績、同種及び類似業務の施工実績については、業務の実態に即して①～③を選択する。また、同種及び類似業務の定義についても明記する。
3. 当該業種の専門分野とは、技術士の場合は選択科目(道路、鋼構造及びコンクリート等)、RCCMの場合は登録部門(道路、鋼構造及びコンクリート等)である。なお、「技術士【建設一道路】」等を記入すること。
4. 当該業種の専門分野に対する職員数及び当該業種に対する会社の測量士職員数は、業務内容に応じて「評価対象業者の平均人数以上、未満」の評価を外し、「1名以上」のみの評価とすることができる。また、照査技術者を定める業務については、「1名以上」を「2名以上」と読み替えるものとする。
5. 業務の特性に応じて、「当該業務の業務特性に応じた近隣地域での業務実績、創意工夫等の技術提案に対する実績等(当該技術適性の優劣等により評価)」を選定における着目点に追加することができる。
6. 「A」及び「B」の合計数が同数の場合は、①業務成績、②手持ち業務量、③当該業種区分における順位順で評価して選定する。
7. 過去2ヶ年で1業務しか成績がない場合は、評点がない年度を60点として平均する。過去2ヶ年で評点がない場合は、過去5年間遡り、直近年(1年)が複数の場合はその平均点を成績とし、直近年の成績が1業務の場合はその点と60点との平均点とする。
8. 受注機会の確保、同種業務の受注状況等地域の実情を踏まえて、評価項目を追加することができる。

【令和7年度建築関係建設コンサルタント業務ー1】

□ 標準プロポーザルにおける業務業者選定及び審査基準 土木営繕版

令和7年4月1日以降適用する。

閲覧用

【審査A】

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局有資格業者	有資格業者名簿において建築関係建設コンサルタント業務に登録されている者
1. 当該業務に対する技術的適性等	①当該業務に係る有資格者を○名以上有している者（注①、②参照） ②建築関係建設コンサルタント業務を主な業務としている者（注③参照） ③〇〇業務を希望している者（注④参照） ④本店、支店又は営業所の所在地が〇〇内にある者（注⑤参照） ⑤その他（注⑥参照）
2. 不誠実な行為の有無	①贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者 ②警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等がない者
3. 経営状況	会社更生法等手続き中でない者、取引停止処分中或いは経営状況が極めて不安定でない者
4. 安全管理の状況	事故等に基づく指名停止期間中である、その他労働基準監督署からの指導を受けているにも関わらず改善を行っていない等の項目に該当しない者
5. 労働福祉の状況	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない等の項目に該当しない者
6. 業務成績	中国地方整備局土木営繕発注（注⑦参照）の建築関係建設コンサルタント業務の令和5年度～令和6年度の業務成績が1件でも60点未満でない者。（注⑧参照）
7. 資本関係、人的関係	資本関係又は人的関係のない者（注⑨参照）
8. その他	必要に応じて設定する事がある（注⑩参照）

【評価】

○ 上記【審査A】において、概ね10～20者を選定し【審査B】の評価を行う。なお、10～20者を選定において、必要に応じて評価項目1. ⑤及び8. を設定することがある。

- 注① 有資格者数のうち一級建築士については、一級建築士の登録者数に加え、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の登録者数を含むものとする。（以下同じ。）
- 注② 業務種別毎に対象とする有資格者とは、以下のとおり。人数については業務内容・規模に応じて定めるものとする。
 <建築設計業務><耐震（対津波）診断業務><建築工事監理業務>一級建築士。（二級建築士を加えることができる。）
 <設備設計業務><設備工事監理業務>建築設備士又は設備設計一級建築士。
- 注③ 建築関係建設コンサルタント業務を主な業務としている者とは、建設コンサルタント業務の年間平均実績額及び建設工事の年間平均完成工事高の合計に対し、建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績額の占める割合が50%以上である者。なお、中国地方整備局管内に本店がある者がPUBDIS会社コードを記載している者は、建築関係建設コンサルタント業務を主な業務として行っている者と見なす。いずれにおいても、いわゆる製造業、建設業を主な業務としていない者。
- 注④ 〇〇業務を希望している者とは以下のとおり。
 <建築設計業務>有資格業者名簿において「建築一般」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 ただし、耐震改修を主とする業務については、「建築一般」を希望していることに加え「構造」を希望している者。
 <耐震（対津波）診断業務>有資格業者名簿において「耐震診断」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 なお、改修案を作成する業務については、「耐震診断」を希望していることに加え「建築一般」・「構造」のいずれか、又は両方を希望している者とする事ができる。
 <設備設計業務>有資格業者名簿において「暖冷房・衛生・電気・機械積算・電気積算」のいずれも希望している者で、建築設備士の登録が1名以上の者。その内、建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計が一級建築士の登録者数と同数以上ある者。または「建築一般」を希望していない者。
- 注⑤ 本店、支店又は営業所の所在地は、業務内容・規模に応じて「本店」又は、「本店、支店又は営業所」のいずれかを選択する。
 「〇〇内」は、業務内容・規模に応じて、地域を適宜選択する。なお、対象業者数が少ない場合は隣接地域にある者を合わせて選定することができる。
- 注⑥ 「業務実績」、「業務成績」、「当該業種区分における順位」などを設定し選定することがある。
- 注⑦ 中国地方整備局土木営繕発注とは、中国地方整備局営繕部、岡山営繕事務所、港湾空港部及び港湾空港関係事務所の所掌した業務を除いた業務を指す。（以下同じ。）
- 注⑧ 審査基準日が令和7年7月31日までのものについては、令和4年度～令和5年度とする。
- 注⑨ 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、当該業種区分における順位の順で最上位の者のみを選定する。
- ・資本関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
 (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ・人的関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 4) 組合の理事
 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 注⑩ 「直近に受注している業務の状況」等を設定し、選定することがある。

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評価					
		加点		加減点無し		減点	
1. 業務成績	中国地方整備局土木営繕発注の過去5ヶ年度(※1)の当該業務における業務成績の平均点。 (業務成績がある各年度の平均評点の合計÷業務成績がある年度の数)	80点以上	2 A	65点以上74点未満	—	65点未満	— A
		77点以上80点未満	A	又は実績なし(65点扱い)			
		74点以上77点未満	B				
	中国地方整備局土木営繕発注の過去5ヶ年度(※1)の当該業務における業務成績60点未満の業務の有無。	—		無し	—	有り	— 2 A
	中国地方整備局土木営繕発注業務の過去5ヶ年度(※1)の当該業務における優良業務履行団体表彰の有無	局長表彰有り 部長及び事務所長表彰有り	2 A A	無し	—	—	
2. 手持ち業務の状況	中国地方整備局土木営繕発注業務の当該業務手持ち業務の状況：実施中の契約業務	無し	A	有り	—	—	
3. 当該業務についての技術的適性	中国地方整備局土木営繕発注の過去10ヶ年度の当該業務における業務実績(※2)	土木営繕	A	左記実績無し	—	—	
	有資格者数（少数第1位を四捨五入し整数とする） 平均人数=評価対象者有資格者数計/評価対象者数	平均人数以上	A	平均人数未満	—	—	
	本支店営業所の所在地	・本店の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・本店の所在地が主となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の県内	2 A A B	—	—	—	
	その他の技術的適性	必要に応じて設定することが出来る					
4. 審査基準日以降における安全管理等の状況	・過去1年間に労働災害及び不誠実行為等により、中国地方整備局からの指名停止又は文書による注意の有無 ・過去1年間に警察からの排除要請の有無	—		「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」のいずれもなし	—	過去6ヶ月を超え1年以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり	— A
					—	過去6ヶ月以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり	— 2 A
総合評価	評価項目1～4での「A」の数等で順位付けを行い、技術提案書の提出者として5者程度選定する。 評価点「A」及び「B」の各合計数が同数の場合は、①業務成績（過去5ヶ年度の当該業務における業務成績の平均点。65点で同点時は実績有りを上位）、②手持ち業務の状況、③当該業種区分における順位の順で評価して選定する。 ※評価欄以外のもの、及び「—」については評価の対象としない						

※1 過去5ヶ年度とは、審査基準日が令和7年7月31日までのものについては平成31年度(令和元年度)～令和5年度とし、令和7年8月1日以降のものについては令和2年度～令和6年度とする。

※2 過去10ヶ年度とは、審査基準日が令和7年7月31日までのものについては平成26年度～令和5年度とし、令和7年8月1日以降のものについては平成27年度～令和6年度とする。

【令和7年度建築関係建設コンサルタント業務-2】

□ 通常指名競争入札における業務業者選定及び審査基準 土木営繕版
【審査A】 1,000万円未満の業務に適用する。

令和7年4月1日以降適用する。

閲覧用

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局有資格業者	有資格業者名簿において建築関係建設コンサルタント業務に登録されている者
1. 当該業務に対する技術的適性等	①当該業務に係る有資格者を○名以上有している者（注①、②参照） ②建築関係建設コンサルタント業務を主な業務としている者（注③参照） ③〇〇業務を希望している者（注④参照） ④本店、支店又は営業所の所在地が〇〇内にある者（注⑤参照） ⑤その他（注⑥参照）
2. 不誠実な行為の有無	①贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者 ②警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等がない者
3. 経営状況	会社更生法等手続き中でない者、取引停止処分中或いは経営状況が極めて不安定でない者
4. 安全管理の状況	事故等に基づく指名停止期間中である、その他労働基準監督署からの指導を受けているにも関わらず改善を行っていない等の項目に該当しない者
5. 労働福祉の状況	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない等の項目に該当しない者
6. 業務実績	中国地方整備局土木営繕発注（注⑦参照）の建築関係建設コンサルタント業務の令和5年度～令和6年度の業務実績が1件でも60点未満でない者。（注⑧参照）
7. 資本関係、人的関係	資本関係又は人的関係のない者（注⑨参照）
8. その他	必要に応じて設定する事がある（注⑩参照）

【評価】

- 【審査A】及び【審査B】において評価を行う。
- 注① 有資格者数のうち一級建築士については、一級建築士の登録者数に加え、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の登録者数を含むものとする。（以下同じ。）
- 注② 業務種別毎に対象とする有資格者とは、以下のとおり。人数については業務内容・規模に応じて定めるものとする。
 <建築設計業務><耐震（対津波）診断業務><建築工事監理業務>一級建築士。（二級建築士を加えることができる。）
 <建築積算業務>建築積算士。
 <設備設計業務><設備積算業務><設備工事監理業務>建築設備士又は設備設計一級建築士。
- 注③ 建築関係建設コンサルタント業務を主な業務としている者とは、建設コンサルタント業務の年間平均実績額及び建設工事の年間平均完成工事高の合計に対し、建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績額の占める割合が50%以上である者。なお、中国地方整備局管内に本店がある者でPUBDIS会社コードを記載している者は、建築関係建設コンサルタント業務を主な業務として行っている者と見なす。いずれにおいても、いわゆる製造業、建設業を主な業務としていない者。
- 注④ 〇〇業務を希望している者とは以下のとおり。
 <建築設計業務>有資格業者名簿において「建築一般」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 ただし、耐震改修を主とする業務については、「建築一般」を希望していることに加え「構造」を希望している者。
 <耐震（対津波）診断業務>有資格業者名簿において「耐震診断」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 なお、改修案を作成する業務については、「耐震診断」を希望していることに加え「建築一般」・「構造」のいずれか又は両方を希望している者とする事ができる。
 <建築積算業務>有資格業者名簿において「建築積算」を希望している者。
 <設備設計業務><設備積算業務>有資格業者名簿において「暖冷房・衛生・電気・機械積算・電気積算」のいずれも希望している者で、建築設備士の登録が1名以上の者。その内、建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計が一級建築士の登録者数と同数以上ある者。または、「建築一般」を希望していない者。
 <建築工事監理業務>有資格業者名簿において「工事監理（建築）」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 <設備工事監理業務>有資格業者名簿において「工事監理（電気）」及び「工事監理（機械）」のいずれも希望している者で、建築設備士の登録が1名以上の者。その内、建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計が一級建築士の登録者数と同数以上ある者。または、「建築一般」を希望していない者。
- 注⑤ 本店、支店又は営業所の所在地は、業務内容・規模に応じて、地域を適宜選択する。なお、対象業者数が少ない場合は隣接地域にある者を合わせて選定することができる。
 「〇〇内」は、業務内容・規模に応じて、地域を適宜選択する。なお、対象業者数が少ない場合は隣接地域にある者を合わせて選定することができる。
- 注⑥ 「業務実績」、「業務成績」、「当該業種区分における順位」などを設定し選定することができる。
- 注⑦ 中国地方整備局土木営繕発注とは、中国地方整備局営繕部、岡山営繕事務所、港湾空港部及び港湾空港関係事務所の所掌した業務を除いた業務を指す。（以下同じ。）
- 注⑧ 審査基準日が令和7年7月31日までのものについては、令和4年度～令和5年度とする。
- 注⑨ 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、当該業種区分における順位の順で最上位の者のみを選定する。
 ・資本関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
 (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 ・人的関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法律第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員
 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 4) 組合の理事
 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 注⑩ 建築又は設備工事監理業務において、設計意図伝達の必要性が大きい工事の場合（当初設計をプロポーザル方式で実施したもの。）は、原則として対象工事の設計業務受注者でない者とする。

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評価						
		加点		加減点無し		減点		
1. 業務実績	中国地方整備局土木営繕発注の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における業務実績（※4）の平均点。（業務実績がある各年度の平均評価点の合計÷業務実績がある年度の数）	共通	80点以上 77点以上80点未満 74点以上77点未満	2 A A B	65点以上74点未満 又は実績なし（65点扱い）	—	65点未満	— A
	中国地方整備局土木営繕発注の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における業務実績（※4）が60点未満の業務の有無	共通	—	—	無し	—	有り	— 2 A
	中国地方整備局土木営繕発注業務の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における優良業務履行団体表彰（※4）の有無	共通	局長表彰有り 部長及び事務所長表彰有り	2 A A	無し	—	—	—
	中国地方整備局土木営繕発注業務の当該業務の手持ち業務の状況：実施中の契約業務	共通	無し	A	有り	—	—	—
2. 手持ち業務の状況	中国地方整備局土木営繕発注業務の当該業務における当該年度の指名回数（※2）	共通	無し 1回 2回	2 A A B	3回以上	—	—	—
	過去10ヶ年度（※3）の当該業務における業務実績（※4）	共通	中国地方整備局土木営繕の業務実績有り 中国地方整備局営繕部等の業務実績有り	2 A A	左記実績無し	—	—	—
3. 当該業務についての技術的適性	本店営業所の所在地	建築設計	・本店の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・本店の所在地が主となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・本店の所在地が従となる業務対象の市、町又は村内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の県内 ・本店の所在地が従となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が従となる業務対象の市、町又は村内	2 A A A B	—	—	—	—
	設備設計・設備積算	・本店の所在地が主となる業務対象の県内 ・本店の所在地が従となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が従となる業務対象の県内	2 A A B	—	—	—	—	—
		建築積算	—	—	—	—	—	—
		監理	・本店の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・本店の所在地が主となる業務対象の生活圏 ・本店の所在地が主となる業務対象の県内	2 A A B	—	—	—	—
	その他の技術的適性	共通	必要に応じて設定することが出来る	—	—	—	—	—
	4. 審査基準日以降における安全管理等の状況	・過去1年間に労働災害及び不誠実行為等により、中国地方整備局からの指名停止又は文書による注意の有無 ・過去1年間に警察からの排除要請の有無	共通	—	—	「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」のいずれもなし	—	過去6ヶ月を超え1年以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり 過去6ヶ月以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり
総合評価		評価項目1～4での「A」の数で原則20者程度を選定する。「A」の数が同数の場合、「B」の数が多き者から選定する。 評価点「A」及び「B」の各合計数が同数の場合は、原則①業務実績（過去5ヶ年度の当該業務における業務実績の平均点。65点で同点時は実績有りを上位）、②手持ち業務の状況、③当該業種区分における順位の順で評価して選定する。 ※評価欄以外のもの、及び「—」については評価の対象としない。	—	—	—	—	—	—

※1 過去5ヶ年度とは、審査基準日が令和7年7月31日までのものについては平成31年度（令和元年度）～令和5年度とし、令和7年8月1日以降のものについては令和2年度～令和6年度とする。

※2 当該業務における指名回数は以下のとおり。
 ・設計業務又は耐震（対津波）診断業務の場合は、設計業務（標準プロボを除く。）及び耐震（対津波）診断業務の指名回数とする。
 ・建築積算業務の場合は、建築積算業務、設備積算業務の場合に設備積算業務の指名回数とする。
 ・工事監理業務の場合は、中国地方整備局土木営繕が発注する工事監理業務の指名回数とする。

※3 過去10ヶ年度とは、審査基準日が令和7年7月31日までのものについては平成27年度～令和6年度とし、令和7年8月1日以降のものについては平成27年度～令和6年度とする。

※4 ・設計業務及び耐震（対津波）診断業務においては、設計業務（意図伝達業務を含む）及び耐震（対津波）診断業務を対象とする。
 ・建築積算業務においては、建築積算業務、設備積算業務においては、設備積算業務を対象とする。
 ・工事監理業務においては、設計業務（意図伝達業務を含む）、耐震（対津波）診断業務及び工事監理業務を対象とする。

※5 入札参加者の参加機会の確保、及び同種業務の受注状況等地域の実情を踏まえて、評価項目を追加することができる。

【令和7年度建築関係建設コンサルタント業務ー1】

□ 標準プロポーザルにおける業務業者選定及び審査基準
【審査A】

令和7年4月1日以降適用する。

閲覧用

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局有資格業者	有資格業者名簿において建築関係建設コンサルタント業務に登録されている者
1. 当該業務に対する技術的適性等	①当該業務に係る有資格者を○名以上有している者（注①、②参照） ②建築関係建設コンサルタント業務を主な業務としている者（注③参照） ③〇〇業務を希望している者（注④参照） ④本店、支店又は営業所の所在地が〇〇内にある者（注⑤参照） ⑤その他（注⑥参照）
2. 不誠実な行為の有無	①贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者 ②警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等がない者
3. 経営状況	会社更生法等手続き中でない者、取引停止処分中或いは経営状況が極めて不安定でない者
4. 安全管理の状況	事故等に基づく指名停止期間中である、その他労働基準監督署からの指導を受けているにも関わらず改善を行っていない等の項目に該当しない者
5. 労働福祉の状況	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない等の項目に該当しない者
6. 業務成績	中国地方整備局営繕部等発注（注⑦参照）の建築関係建設コンサルタント業務の令和5年度～令和6年度の業務成績が1件でも60点未満でない者。（注⑧参照）
7. 資本関係、人的関係	資本関係又は人的関係のない者（注⑨参照）
8. その他	必要に応じて設定する事がある（注⑩参照）

【評価】

○ 上記【審査A】において、概ね10～20者を選定し【審査B】の評価を行う。なお、10～20者を選定において、必要に応じて評価項目1. ⑤及び8. を設定することがある。

- 注① 有資格者数のうち一級建築士については、一級建築士の登録者数に加え、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の登録者数を含むものとする。（以下同じ。）
- 注② 業務種別毎に対象とする有資格者とは、以下のとおり。人数については業務内容・規模に応じて定めるものとする。
 <建築設計業務><耐震（対津波）診断業務><建築工事監理業務>一級建築士。（二級建築士を加えることができる。）
 <設備設計業務><設備工事監理業務>建築設備士又は設備設計一級建築士。
- 注③ 建築関係建設コンサルタント業務を主な業務としている者とは、建設コンサルタント業務の年間平均実績額及び建設工事の年間平均完成工事高の合計に対し、建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績額の占める割合が50%以上である者。なお、中国地方整備局管内に本店がある者がPUBDIS会社コードを記載している者は、建築関係建設コンサルタント業務を主な業務として行っている者と見なす。いずれにおいても、いわゆる製造業、建設業を主な業務としていない者。
- 注④ 〇〇業務を希望している者とは以下のとおり。
 <建築設計業務>有資格業者名簿において「建築一般」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 ただし、耐震改修を主とする業務については、「建築一般」を希望していることに加え「構造」を希望している者。
 <耐震（対津波）診断業務>有資格業者名簿において「耐震診断」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 なお、改修案を作成する業務については、「耐震診断」を希望していることに加え「建築一般」・「構造」のいずれか、又は両方を希望している者とする事ができる。
 <設備設計業務>有資格業者名簿において「暖冷房・衛生・電気・機械積算・電気積算」のいずれも希望している者で、建築設備士の登録が1名以上の者。その内、建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計が一級建築士の登録者数と同数以上ある者。または、「建築一般」を希望していない者。
- 注⑤ 本店、支店又は営業所の所在地は、業務内容・規模に応じて、地域を適宜選択する。なお、対象業者数が少ない場合は隣接地域にある者を合わせて選定することができる。
 「〇〇内」は、業務内容・規模に応じて、地域を適宜選択する。なお、対象業者数が少ない場合は隣接地域にある者を合わせて選定することができる。
- 注⑥ 「業務実績」、「業務成績」、「当該業種区分における順位」などを設定し選定することがある。
- 注⑦ 中国地方整備局営繕部等発注とは、中国地方整備局営繕部、岡山営繕事務所が所掌した業務を指す。（以下同じ。）
- 注⑧ 審査基準日が令和7年7月31日までのものについては、令和4年度～令和5年度とする。
- 注⑨ 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、当該業種区分における順位の順で最上位の者のみを選定する。
- ・資本関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
 (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ・人的関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 4) 組合の理事
 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 注⑩ 「直近に受注している業務の状況」等を設定し、選定することがある。

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評価					
		加点	加減点無し		減点		
1. 業務成績	中国地方整備局営繕部等発注の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における業務成績の平均点。（業務成績がある各年度の平均評点の合計÷業務成績がある年度の数）	80点以上	2 A	65点以上74点未満	—	65点未満	— A
		77点以上80点未満	A	又は実績なし（65点扱い）			
		74点以上77点未満	B				
	中国地方整備局営繕部等発注の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における業務成績60点未満の業務の有無。	—		無し	—	有り	— 2 A
中国地方整備局営繕部等発注業務の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における優良業務履行団体表彰の有無	局長表彰有り 部長及び事務所長表彰有り	2 A A	無し	—	—	—	
2. 手持ち業務の状況	中国地方整備局営繕部等発注業務の当該業務手持ち業務の状況：実施中の契約業務	無し	A	有り	—	—	—
3. 当該業務についての技術的適性	過去10ヶ年度（※2）の当該業務における業務実績	中国地方整備局営繕部等の業務実績有り	A	左記実績無し	—	—	—
	有資格者数	対象業者の平均人数以上	A	—	—	—	—
	本支店営業所の所在地	・本店の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・本店の所在地が主となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の県内	2 A A B	—	—	—	—
	その他の技術的適性	必要に応じて設定することが出来る					
4. 審査基準日以降における安全管理等の状況	・過去1年間に労働災害及び不誠実行為等により、中国地方整備局からの指名停止又は文書による注意の有無 ・過去1年間に警察からの排除要請の有無	—	—	「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」のいずれもなし	—	過去6ヶ月を超え1年以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり	— A
				過去6ヶ月以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり	—	—	— 2 A
総合評価	評価項目1～4での「A」の数等で順位付けを行い、技術提案書の提出者として5者程度選定する。 評価点「A」及び「B」の各合計数が同数の場合は、①業務成績（過去5ヶ年度の当該業務における業務成績の平均点。65点で同点時は実績有りを上位）、②手持ち業務の状況、③当該業種区分における順位の順で評価して選定する。 ※評価欄以外のもの、及び「—」については評価の対象としない						

※1 過去5ヶ年度とは、審査基準日が令和7年7月31日までのものについては平成31年度（令和元年度）～令和5年度とし、令和7年8月1日以降のものについては令和2年度～令和6年度とする。

※2 過去10ヶ年度とは、審査基準日が令和7年7月31日までのものについては平成26年度～令和5年度とし、令和7年8月1日以降のものについては平成27年度～令和6年度とする。

【令和7年度建築関係建設コンサルタント業務-2】

□ 通常指名競争入札における業務業者選定及び審査基準
【審査A】

令和7年4月1日以降適用する。

閲覧用

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局有資格業者	有資格業者名簿において建築関係建設コンサルタント業務に登録されている者
1. 当該業務に対する技術的適性等	①当該業務に係る有資格者を○名以上有している者（注①、②参照） ②建築関係建設コンサルタント業務を主な業務としている者（注③参照） ③〇〇業務を希望している者（注④参照） ④本店、支店又は営業所の所在地が〇〇内にある者（注⑤参照） ⑤その他（注⑥参照）
2. 不誠実な行為の有無	①贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者 ②警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等がない者
3. 経営状況	会社更生法等手続き中でない者、取引停止処分中或いは経営状況が極めて不安定でない者
4. 安全管理の状況	事故等に基づく指名停止期間中である、その他労働基準監督署からの指導を受けているにも関わらず改善を行っていない等の項目に該当しない者
5. 労働福祉の状況	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない等の項目に該当しない者
6. 業務実績	中国地方整備局営繕部等発注（注⑦参照）の建築関係建設コンサルタント業務の令和5年度～令和6年度の業務実績が1件でも60点未満でない者。（注⑧参照）
7. 資本関係、人的関係	資本関係又は人的関係のない者（注⑨参照）
8. その他	必要に応じて設定する事がある（注⑩参照）

【評価】

- 【審査A】及び【審査B】において評価を行う。
- 注① 有資格者数のうち一級建築士については、一級建築士の登録者数に加え、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の登録者数を含むものとする。（以下同じ。）
- 注② 業務種別毎に対象とする有資格者とは、以下のとおり。人数については業務内容・規模に応じて定めるものとする。
 <建築設計業務><耐震（対津波）診断業務><建築工事監理業務>一級建築士。（二級建築士を加えることができる。）
 <建築積算業務>建築積算士。
 <設備設計業務><設備積算業務><設備工事監理業務>建築設備士又は設備設計一級建築士。
- 注③ 建築関係建設コンサルタント業務を主な業務としている者とは、建設コンサルタント業務の年間平均実績額及び建設工事の年間平均完成工事高の合計に対し、建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績額の占める割合が50%以上である者。なお、中国地方整備局管内に本店がある者でPUBDIS会社コードを記載している者は、建築関係建設コンサルタント業務を主な業務として行っている者と見なす。いずれにおいても、いわゆる製造業、建設業を主な業務としていない者。
- 注④ 〇〇業務を希望している者とは以下のとおり。
 <建築設計業務>有資格業者名簿において「建築一般」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 ただし、耐震改修を主とする業務については、「建築一般」を希望していることに加え「構造」を希望している者。
 <耐震（対津波）診断業務>有資格業者名簿において「耐震診断」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 なお、改修案を作成する業務については、「耐震診断」を希望していることに加え「建築一般」・「構造」のいずれか又は両方を希望している者とする事ができる。
 <建築積算業務>有資格業者名簿において「建築積算」を希望している者
 <設備設計業務><設備積算業務>有資格業者名簿において「暖冷房・衛生・電気・機械積算・電気積算」のいずれも希望している者で、建築設備士の登録が1名以上の者。その内、建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計が一級建築士の登録者数と同数以上ある者。または、「建築一般」を希望していない者。
 <建築工事監理業務>有資格業者名簿において「工事監理（建築）」を希望している者で、一級建築士の登録者数が建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計より多い者。
 <設備工事監理業務>有資格業者名簿において「工事監理（電気）」及び「工事監理（機械）」のいずれも希望している者で、建築設備士の登録が1名以上登録の者。その内、建築設備士及び設備設計一級建築士の登録者数の合計が一級建築士の登録者数と同数以上ある者。または、「建築一般」を希望していない者。
- 注⑤ 本店、支店又は営業所の所在地は、業務内容・規模に応じて「本店」又は、「本店、支店又は営業所」のいずれかを選択する。
 「〇〇内」は、業務内容・規模に応じて、地域を適宜選択する。なお、対象業者数が少ない場合は隣接地域にある者を合わせて選定することができる。
- 注⑥ 「業務実績」、「業務成績」、「当該業種区分における順位」などを設定し選定することができる。
- 注⑦ 中国地方整備局営繕部等発注とは、中国地方整備局営繕部、岡山営繕事務所が所掌した業務を指す。（以下同じ。）
- 注⑧ 審査基準日が令和7年7月31日までのものについては、令和4年度～令和5年度とする。
- 注⑨ 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、当該業種区分における順位の順で最上位の者のみを選定する。
 ・資本関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
 (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 ・人的関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法律第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員
 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 4) 組合の理事
 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 注⑩ 建築又は設備工事監理業務において、設計意図伝達の必要性が大きい工事の場合（当初設計をプロポーザル方式で実施したもの。）は、原則として対象工事の設計業務受注者でない者とする。

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評価							
		加点		加減点無し		減点			
1. 業務実績	中国地方整備局営繕部等発注の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における業務実績（※4）の平均点。（業務実績がある各年度の平均評価の合計÷業務実績がある年度の数）	共通	80点以上 77点以上80点未満 74点以上77点未満	2 A A B	65点以上74点未満 又は実績なし（65点扱い）	—	65点未満	— A	
	中国地方整備局営繕部等発注の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における業務実績（※4）が60点未満の業務の有無	共通	—	—	無し	—	有り	— 2 A	
	中国地方整備局営繕部等発注業務の過去5ヶ年度（※1）の当該業務における優良業務履行団体表彰（※4）の有無	共通	局長表彰有り 部長及び事務所長表彰有り	2 A A	無し	—	—	—	
	中国地方整備局営繕部等発注業務の当該業務の手持ち業務の状況：実施中の契約業務	共通	無し	A	有り	—	—	—	
2. 手持ち業務の状況	中国地方整備局営繕部等発注業務の当該業務の手持ち業務の状況：実施中の契約業務	共通	無し	A	有り	—	—	—	
	中国地方整備局営繕部等発注業務の当該業務における当該年度の指名回数（※2）	共通	無し 1回 2回	2 A A B	3回以上	—	—	—	
	3. 当該業務についての技術的適性	過去10ヶ年度（※3）の当該業務における業務実績（※4）	設計・積算 監理	中国地方整備局営繕部等の当該業務実績有り 中国地方整備局営繕部等の業務実績有り	A A	左記実績無し 左記実績無し	— —	— —	— —
		本店営業所の所在地	建築設計	・本店の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・本店の所在地が主となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・本店の所在地が従となる業務対象の市、町又は村内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の県内 ・本店の所在地が従となる業務対象の市、町又は村内	2 A A A B	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
設備設計・設備積算			・本店の所在地が主となる業務対象の県内 ・本店の所在地が従となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が主となる業務対象の県内 ・支店・営業所の所在地が従となる業務対象の県内	2 A A A B	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	
建築積算 監理			・本店の所在地が主となる業務対象の市、町又は村内 ・本店の所在地が主となる業務対象の生活圏 ・本店の所在地が主となる業務対象の県内	2 A A B	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
その他の技術的適性	共通	必要に応じて設定することが出来る	—	—	—	—	—		
4. 審査基準日以降における安全管理等の状況	過去1年間に労働災害及び不誠実行為等により、中国地方整備局からの指名停止又は文書による注意の有無	共通	—	—	「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」のいずれもなし	—	過去6ヶ月を超え1年以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり 過去6ヶ月以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり	— A — 2 A	
	過去1年間に警察からの排除要請の有無	共通	—	—	—	—	—	—	
総合評価	評価項目1～4での「A」の数で原則20者程度を選定する。「A」の数が同数の場合、「B」の数が多き者から選定する。 評価点「A」及び「B」の各合計数が同数の場合は、①業務実績（過去5ヶ年度の当該業務における業務実績の平均点。65点で同点時は実績有りを上位）、②手持ち業務の状況、③当該業種区分における順位の順で評価して選定する。 ※評価欄以外のもの、及び「—」については評価の対象としない。								

※1 過去5ヶ年度とは、審査基準日が令和7年7月31日までのものについては平成31年度（令和元年度）～令和5年度とし、令和7年8月1日以降のものについては令和2年度～令和6年度とする。

※2 当該業務における指名回数は以下のとおり。
 ・設計業務又は耐震（対津波）診断業務の場合は、設計業務（標準プロボを除く。）及び耐震（対津波）診断業務の指名回数とする。
 ・建築積算業務の場合は建築積算業務、設備積算業務の場合は設備積算業務の指名回数とする。
 ・工事監理業務の場合は、中国地方整備局営繕部等が発注する工事監理業務の指名回数とする。

※3 過去10ヶ年度とは、審査基準日が令和7年7月31日までのものについては平成27年度～令和6年度とする。

※4 ・設計業務及び耐震（対津波）診断業務においては、設計業務（意図伝達業務を含む）及び耐震（対津波）診断業務を対象とする。
 ・建築積算業務においては建築積算業務、設備積算業務においては設備積算業務を対象とする。
 ・工事監理業務においては、設計業務（意図伝達業務を含む）、耐震（対津波）診断業務及び工事監理業務を対象とする。

※5 入札参加者の参加機会の確保、及び同種業務の受注状況等地域の実情を踏まえて、評価項目を追加することができる。

○通常指名競争入札方式及び標準プロポーザル方式における指名業者審査基準

閲覧用

【令和7年度 補償関係コンサルタント業務】

【審査A】

令和7年4月1日より適用

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局有資格業者	①有資格業者名簿において当該業種に登録されている者
1. 当該業務に対する技術的適性等	①当該業種に係る有資格者を有している者 ②〇〇地域において過去5年間に△△発注の同種業務実績又はそれらと同等以上と認められる業務実績を有する者 ③本店、支店又は営業所の所在地が〇〇管内にある者
2. 不誠実な行為の有無	①贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者 ②警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等がない者
3. 経営状況	会社更生法等手続き中でない者、取引停止処分中或いは経営状況が極めて不安定でない者
4. 安全管理等の状況	事故等に基づく指名停止期間中である、その他労働基準監督署からの指導を受けているにも関わらず改善を行っていない等の項目に該当しない者
5. 労働福祉の状況	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない等の項目に該当しない者
6. 業務成績	当該業種業務成績の地整内平均が過去2年連続して60点未満でない者
7. 資本関係、人的関係	資本関係又は人的関係のない者（注⑨参照）
8. その他	

【評価】

⑨選定しようとする者の間に、競争の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、当該業種区分における順位の順で最上位の者のみを選定する。

・資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(ロ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(ロ)において同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の間にある場合

・人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法律省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評価				
		2A	A	B	(-) 評価なし	-A
1. 審査基準日以降における業務成績	過去2ヶ年間の当該業種における業務成績の平均点(注1参照) (前々年度の平均点+前年度の平均点)÷2 過去2ヶ年間の当該業種における優良業務団体表彰の有無(注1参照)	80点以上	77点以上80点未満	74点以上77点未満	60点以上74点未満	60点未満
2. 手持ち業務の状況	地整全体当該業種年間手持ち業務の状況: (当該年度支払額+当該年度実施中の業務の支払予定額)÷過去2ヶ年間の支払額の合計 事務所の当該業種における当該年度の指名回数 ※但し、評価対象業者の平均指名回数が3回未満の場合は、全社同じ評価としB評価とする	局長表彰有り	部長、事務所長表彰有り		表彰なし	
3. 当該業務についての技術的適性	①同種業務の施工実績(注2参照) ②同種業務の施工実績(注2参照) 当該業種の専門分野に対する会社の職員数(注3、4参照)	中国地方建設局及び中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)・管内の公団関係発注の同種業務の実績有り	中国地方整備局(港湾空港関係)・管外の直轄(港湾空港含む)・管外の公団関係、国の機関発注の同種業務の実績有り	政府関係機関(公団関係以外)、都道府県、政令指定都市、市町村及び第三セクター発注の同種業務の実績有り	同種業務の実績なし	
		当該事務所に於ける同種業務実績がある	当該地整(〇〇県)管内での同種業務実績がある		同種業務の実績なし	
	不動産鑑定士		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上		
	土地家屋調査士、司法書士		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上		
	補償業務管理士		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上		
	用地調査等共通仕様書第7条に規定する資格		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上		
	1級建築士		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上		
	2級建築士以上		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上		
	その他の資格者		評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上		
4. 審査基準日以降における安全管理等の状況	・過去1年間に労働災害及び不誠実行為等により、文書による指名停止又は注意・警告の有無 ・過去1年間の警察からの排除要請の有無		過去1年間に整備局が文書化した「指名停止」、「注意」・「警告」又は「警察からの排除要請解除日」のいずれもなし		過去6ヶ月以上1年以内に整備局が文書化した「指名停止」、「注意」・「警告」又は「警察からの排除要請解除日」あり	過去6ヶ月以内に整備局が文書化した「指名停止」、「注意」・「警告」又は「警察からの排除要請解除日」あり
総合評価	評価項目1～4での[A]の数等で順位付けを行い、10社(標準プロポーザルにおいては3～5社)を選定する。 ※「-」については評価の対象としない。					

注)

1. 業務内容に応じて、「当該業種」を「同種業務」と読み替える。
2. 評価項目「3. 同種業務の施工実績」については、業務の実態に即して①又は②を選択する。
3. 当該業種の専門分野に対する職員数は、業務内容に応じて「評価対象業者の平均人数以上、未満」の評価を外し、「1名以上」のみの評価とすることができる。また、照査技術者を定める業務については、「1名以上」を「2名以上」と読み替えるものとする。
4. 当該業種の専門分野に対する職員数は、業務内容に応じて評価項目を選択するものとする。
5. 「A」及び「B」の合計数が同数の場合は、①業務成績、②手持ち業務量、③当該業種区分における順位の順で評価して選定する。
6. 過去2ヶ年で1業務しか成績がない場合は、評点がない年度を60点として平均する。過去2ヶ年で評点がない場合は、過去5年間選り、直近年(1年)が複数の場合はその平均点を成績とし、直近年の成績が1業務の場合はその点と60点との平均点とする。
7. 受注機会の確保、同種業務の受注状況等地域の実情を踏まえて、評価項目を追加することができる。